

平成28年度運営について（案）

I. 基本方針

地域福祉を取り巻く環境は、少子・高齢社会の一層の進展や人口減少、核家族化などにより従来の家族が果たしてきた役割の変化や地域連帯感の希薄化が顕著となっております。

また、貧困、虐待、ひきこもり、孤独死や自殺など地域のなかでの孤立を起因とした生活問題が深刻化しています。家族形態や地域の変容、社会経済の変化等に対応するため、子ども、子育て支援や若者の就労対策の強化などすべての世代の暮らしを支える持続可能な社会保障制度の取り組みが必要であります。

また、社会福祉法の改正に向けて、平成28年度中に経営組織のガバナンスの強化及び事業運営のさらなる透明性の向上・財務規律の強化等の改革を図る必要が生じて来ることとなります。

地域福祉の推進に向けて、地域の福祉力を育み、地域住民が自らの力で地域福祉課題の解決を図っていけるよう、そのプロセスをいかに社会福祉協議会がサポートできるかが問われております。

まちづくりの主役は地域住民であり、まちの今後を「語り」「考え」「意見」を組み立ててプロセスを共有していくことが大切であり社会福祉協議会は「相互」に協力していくための機関であります。

もとより、社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核的団体として社会福祉法に明確に位置づけられております。このような位置づけを基本として、社会福祉協議会は、地域をつなぐ公助と自助の架け橋、共助と互助の立役者として活動していくことが重要であります。

社会福祉協議会がこのような立場で活動をしていくためには、行政はもとより民生委員児童委員協議会や様々な福祉団体との幅広い連携・協働を進めていくことが重要です。そのためには、社会福祉協議会自体も、地域福祉の課題について再確認を行い、誰もが住みよい福祉の町づくりを目指して、自らの経営と事業のあり方を検討し、住民の目線に立ったより質の高いきめ細かな福祉サービスを提供できる組織となるよう自らが努力していかなければなりません。

以上のような基本方針をもとに、山辺町社会福祉協議会は、住民との「信頼」関係を基盤として、住民一人ひとりの幸せを願い、下記項目を重点として事業を推進し、その実現に向けて努めてまいります。

II. 重点項目

1. 生活困窮、社会的孤立への積極的な対応
2. 地域で支え合う「つながり」の構築
3. 災害ボランティアセンターの運営とネットワークの強化
4. 地域のなかでお互いがつながるための場づくりや仕組みづくり
5. 日常生活自立支援事業の推進
6. 啓発・広報・調査事業の実施